

「令和5年度（2023年度） 国・県への予算要望」の要望事項について

例年、次年度の国及び県の予算編成に際して、要望活動を行っています。また、併せて政治連盟と共に政党ヒアリング（自民党及び公明党）に出向き、支援を求めています。

【本年、自民党とは6月9日（木）で予定。公明党とは今後調整。出席は業務執行理事の予定】

要望事項は5月25日（水）の第2回理事会でご協議いただく予定です。

要望項目及び要望の詳細について、5月10日（火）までに県病院協会事務局へ、FAX（045-231-1794）又はメール（machida@k-ha.or.jp）で、お送りください。様式は任意です。必要に応じて、裏面のフォームをご利用ください。

参 考

令和4年度（2022年度）・・・2021年7月に要望 ※要望書は参考添付

要望項目	国	県
1 新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について	○新規	○新規
2 コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について	○ 継続・一部新規	○ 継続・一部新規
3 病院の消費税問題の解決について	○継続	—
4 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて	○継続	○継続
5 外来医療の在り方、機能分化について	○新規	—
6 医師の働き方改革について	○新規	—
7 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について	○継続	○継続

令和3年度（2021年度）・・・2020年7月に要望

要望項目	国	県
1 コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について	○新規	○新規
2 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて	○ 継続・一部新規	○ 継続・一部新規
3 病院の消費税問題の解決について	○継続	—
4 200床以上の一般病院における紹介状なし患者の外来受診時定額負担の導入について【新規】	○新規	—
5 医療介護連携の促進について【一部新規】	—	○ 継続・一部新規

令和5年度（2023年度）「国・県への予算要望」の要望事項について

※5月10日（火）までに、FAX又はメールでお送りください。

○国に対する要望

- ・ 要望項目

- ・ 要望の詳細

○県に対する要望

- ・ 要望項目

- ・ 要望の詳細

お名前 _____

*** FAX 番号：045-231-1794（送付状不要） / e-mail : machida@k-ha.or.jp ***

令和4年度 国及び神奈川県予算の編成に際しての

要 望 書

公益社団法人神奈川県病院協会

国への予算要望

- 1 新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について【新規】 P 2

- 2 コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について
【継続・一部新規】 P 5

- 3 病院の消費税問題の解決について【継続】 P 6

- 4 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて
【継続・一部新規】 P 8

- 5 外来医療の在り方、機能分化について【新規】 P 1 2

- 6 医師の働き方改革について【新規】 P 1 4

- 7 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について【継続】 P 1 6

令和4年度【国】への予算要望

団 体 名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省・内閣府
件 名	新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について
<p>要望内容（新規）</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、平時を前提にした、感染症法に基づく制度や体制、例えば、国、都道府県と保健所政令市との関係で、当局の業務執行が、円滑に機能しない場面が散見され、感染の拡大抑止や医療の提供等にも支障を生じた。</p> <p>そこで、改めて、これらの状況を調査・検証し、その検証を踏まえて、感染症法、新型インフル等特措法、災害法制や財源配分も含め、今後に備えた、「危機」に耐えられる制度と体制の整備に取り組んでいただきたい。</p> <p>1 新興感染症拡大時の課題の調査・検証</p> <p>新興感染症の感染拡大にあたって、制度上、課題となったことをしっかりと調査・検証すること</p> <p>2 危機管理対応の検討</p> <p>調査・検証に基づいて、政府・自治体・医療関係者・救急関係者などによる、危機管理の視点から、新型コロナウイルスへのあるべき対応を検討し、制度・体制の見直しや整備に取り組むこと</p> <p>要望に至る背景</p> <p>1 迅速なPCR検査体制の確立が最重要な時期の手続きのバラツキと遅れ（令和2年 春）</p> <p>行政検査契約を結ぶ通知が発出されるまで、最大の政令市で1.5月経過 3月30日 厚生労働省 事務連絡 4月17日 神奈川県 医療機関と県との行政検査契約について通知 5月11日 神奈川県 保健所政令市等に注意喚起 5月14日 横浜市保健所長 契約を希望する医療機関に申し込み方法を通知</p> <p>2 コロナ患者の診療費の請求に際し、約17億円もの請求ができない事態（令和3年 春）</p> <p>4月中旬、公費の受給者番号が発番されないと診療費全体の請求が滞る問題の所在を県に指摘し、交付金等を活用するなど一括しての善処を依頼した。が、結局は保健所政令市ごとの対応にとどまっている。その後、県が病院への実態調査を実施し、6月中旬にその結果をとりまとめたが、請求できていなかった金額は、1,301人分17億円にのぼることが判明している。</p> <p>未だ、新型コロナへの対応は終わっていない。現下においても危機は続いており、平時とは異なる対応が必要な場面もある。各保健所政令市に権限があるものについても、危機対応として可能な限り、迅速かつ統一的で、シンプルな対応により、現場の感染拡大防止や医療提供に支障が生じることのないように願います。</p> <p>参考 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（令和2年3月30日 厚労省コロナ対策推進本部事務連絡）</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団 体 名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省・財務省
件 名	コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について
<p>要望内容（継続・一部新規）</p> <p>コロナ感染症下における医療提供体制を確保するための支援を次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・患者受入病院と比べると支援に乏しく、一層の支援が必要 2 高齢者施設（介護老人保健施設等）のコロナ対応への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制確保のため、医療並みの報酬の評価 3 医療機関の経営破綻の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特にクラスター発生で減収となった医療機関に対する支援体制の構築 4 医療従事者への感染リスクへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の取組への診療報酬上の評価と感染した場合の補償 5 緊急時の感染症対策基金等の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に柔軟性のある財政的支援（事後的な経費を支弁できるもの） 6 感染防護用品、衛生用品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・N95マスク・防護服・ガウン・手袋・消毒液の不足が恒常化しているため。 また、安定確保のため国内企業による生産増強に対する財政的補助を望む。 <p>※ 上記3～6は、四病院団体協議会「令和4年度予算概算要求に関する要望」の「新型コロナウイルス感染症対策関連」と同項目。順は異なる。</p> <p>要望の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症は患者受入病院、回復患者を受け入れる後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院など、全ての病院が地域で連携を取りながら対応しています。</p> <p>病院は感染防止に配慮した体制構築に多額の費用を必要とする一方、感染拡大前と比べて外来・入院ともに患者数が大幅に減少しており、厳しい経営状況が続いています。</p> <p>これまでも診療報酬や交付金などの様々な配慮はあるものの、減収補填については盛り込まれず、全ての病院にとって十分ではありません。</p> <p>コロナ感染症下において医療提供体制を確保するために、より一層の予算措置をお願いします。</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	財務省・厚生労働省
件名	病院の消費税問題の解決について
<p>要望内容（継続）</p> <p>今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするため、病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望する。</p> <p>要望の趣旨</p> <p>病院をはじめとする医療機関は、社会保険診療報酬が消費税非課税であるため、薬剤の購入や業務委託、医療機器など施設設備を整備する際に支払った消費税を控除することができません。</p> <p>特に、新棟建設や地域の救急輪番体制を維持するために救急センターを再整備するなど、大規模な設備投資をする際には、相当な負担となります。</p> <p>仕入れに係る消費税相当額分は診療報酬に上乗せして補てんされる仕組みになっていますが、平成30年夏に厚生労働省が調査した結果、病院では85%しか補てんされていないなどの数値が明らかになっており、それを修正したとしてもこの仕組み自体が大きな欠陥を抱えています。</p> <p>残念ながら、10%への引き上げに際しては、従前どおり診療報酬で補てんすることとなりましたが、病院はそれぞれ規模や機能が異なるため、透明性や公平性の点から、診療報酬による補てんを今後将来にわたって容認することはできません。</p> <p>診療報酬での補てんには限界があります。非課税の社会保険診療を原則課税とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望します。</p>	
<p>参考</p> <p>・日本病院会雑誌 抜粋「巻頭言 消費税の課題」（平成30年8月）</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団 体 名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	財務省・厚生労働省
件 名	地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて
<p>要望内容（継続・一部新規）</p> <p>当県への地域医療介護総合確保基金の配分額が、全国2位の人口規模に応じたものとなるよう、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国一律に、ハード中心の事業区分1に重点・傾斜配分するのではなく、地域医療の実情に応じて、医療人材確保などのソフト中心の事業に必要な配分を行うこと 2 具体的な基金の用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること 3 一定の規模までは、自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること <p>要望の趣旨</p> <p>地域医療介護総合確保基金（以下、基金）は、地域医療構想の実現に向け、特に病院の再編・統合に優先して配分されています。</p> <p>地域医療構想には、新興・再興感染症への備えという観点が出ており、病床機能再編の議論と、これに伴う基金の抜本的な見直しは急務です。</p> <p>本年5月に成立した「医療法等改正法」において、統廃合や病床削減を行った病院を財政支援する「病床機能再編支援事業」が基金の事業の一つとして位置付けられましたが、コロナ禍で地域医療構想の議論が停滞する中、全額国庫負担・消費税財源（195億円）で病床削減を加速化させる必要はありません。</p> <p>当県において、地域医療が直面している問題は、病床機能再編よりも、医師や看護師などの医療人材の確保・養成です。（H29.12現在の人口10万人あたりの病院数、病床数 47位、医療施設従事医師数39位、就業看護師数 45位）</p> <p>地域医療構想の推進に向け、国は2019年9月に再編統合等の議論も含め、2025年に向けた具体的な対応方針の再検証が必要とされる約440の公立・公的病院を公表しましたが、その中にはコロナ治療の中心的な役割を担う感染症指定医療機関が多く含まれています。</p> <p>コロナ禍で明らかなおおりに、新興感染症が発生した際に急いで病床を確保することは困難です。当県の地域医療の実情では、病床削減を推し進めることはできません。</p> <p>また、原則3分の一とされる自治体の一般財源の確保に制約があることも、ニーズがあるのに県の予算化につながらない原因です。</p>	
<p>参考 ・令和2年度地域医療介護総合確保基金（医療分）内示額一覧（令和3年2月17日 報道発表資料） ・2018年度の地域医療介護総合確保基金（医療分）（2019年9月2日 日医総研リサーチエッセイ No. 75 抜粋）</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省
件名	外来医療の在り方、機能分化について
<p>要望内容（新規）</p> <p>本年5月の医療法改正で、今後、「外来医療機能報告制度」で提出された外来診療データを基に、各地域で「医療資源を重点的に活用する外来を基幹的に担う病院（200床以上の一般病院が対象）」が明確化されることとなった。</p> <p>外来医療の機能分化はコロナ禍において、その前提となる状況が大きく変化している。医療は入院・外来・在宅と一体的であり、外来医療のみを切り離して議論することは困難である。今後、外来医療機能報告のデータを見たうえで、ゼロベースで外来機能分化の在り方をしっかりと検討できるよう、進めていただきたい。</p> <p>要望の趣旨</p> <p>全世代型社会保障検討会議で「大病院における『紹介状なし外来受診患者』に対する特別負担の金額を増額し、徴収義務対象を『200床以上の一般病院』に拡大し、外来医療の機能分化を促す」方向が示され、これを受けて、社会保障審議会医療部会及び医療保険部会で、下記1～3の枠組みが固められ、本年5月に改正法が成立した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 病院から県への外来診療に係るデータの報告義務【外来機能報告制度】2 データをもとに、各地域で「医療資源を重点的に活用する外来を基幹的に担う病院」を明確化する3 「外来を基幹的に担う病院」へはかかりつけ医等からの紹介受診を原則とし、紹介状を持たない患者からは特別負担を徴収する <p>参考 大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡充について （「社会保障審議会医療保険部会における議論の整理」について 令和2年12月24日 厚生労働省保険局総務課 資料抜粋）</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省
件名	医師の働き方改革について
<p>要望内容（新規）</p> <p>医師の働き方改革に伴い、以下のことについて要望する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 医師確保に係る予算措置2 タスク・シフティング、タスクシェアリングに要する医療人材の確保と養成に係る財政的補助 <p>※ 上記は、四病院団体協議会「令和4年度予算概算要求に関する要望」の「Ⅲ働き方改革関係」の1、2と同じ項目。</p> <p>要望の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none">1 医師の働き方改革に伴い、病院は医師の健康を保つために改革を進めながら、地域医療を維持するため、さらなる医師の増員をしなければならなくなるのは明らかです。地域医療の維持に伴う医師確保において、診療報酬以外に医師の人件費に相当する部分への予算措置について要望します。2 医師の働き方改革において、労働時間の短縮のために病院内のマネジメント改革として、タスク・シフティング（業務の移管）、チーム医療によるタスク・シェアリング（業務の共同化）に必要な医療人材確保と養成に係る財政的補助を要望します。 <p>参考 医師の時間外労働規制について①、② (厚生労働省 医師の働き方改革の推進に関する検討会資料抜粋)</p>	

令和4年度【国】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	厚生労働省
件名	病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について
<p>要望内容（継続）</p> <p>病院における看護補助者の円滑な確保のため、介護報酬制度上の処遇改善加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）に準じた診療報酬上の加算制度を創設すること</p> <p>要望の趣旨</p> <p>医療と介護に関わる人材確保は困難な状態が続いています。介護の賃金面においては、介護報酬における2つの加算（介護職員処遇改善加算（平成24年度～）及び介護職員等特定処遇改善加算（令和元年度～）によって、改善が図られつつあります。</p> <p>しかしながら、医療の賃金面（介護保険事業所に勤務する介護職員と同様の業務も行う病院勤務の看護補助者に対して）は、処遇改善を目的とした診療報酬上の加算がありません。</p> <p>この結果、同じ法人で病院と介護施設事業所を運営する場合において、病院に勤務する介護職員には介護報酬における加算の適用ができないために、病院が加算分を負担しない限り、介護保険事業所の介護職員との待遇に差が生じることとなります。</p> <p>また、このことが、病院と介護保険事業所間の人事異動の支障にもなっています。</p> <p>早期に診療報酬上の加算制度が創設されるよう、要望します。</p> <p>参考</p> <p>病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の評価を新たに求める意見書 （平成29年9月22日 横浜市会議長より内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣宛）</p>	

神奈川県への予算要望

- 1 新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について

【新規】 P 1 9

- 2 コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について

【継続・一部新規】 P 2 0

- 3 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて

【継続・一部新規】 P 2 1

- 4 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の

創設について【継続】 P 2 5

令和4年度【県】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	健康医療局
件名	新興感染症拡大時に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について
<p>要望内容（新規）</p> <ol style="list-style-type: none">1 県としても、この国への要望については、大きな課題として認識しているはずであり、同じように保健所政令市を複数有する都道府県などとも連携して、危機対応としての制度の改善を働きかけること2 公費医療の請求が滞る問題は、コロナと闘う医療機関にとって死活問題であるため、保健所政令市とも協議のうえ、危機対応にふさわしい解決策を講じること	

令和4年度【県】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	健康医療局
件名	コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について
<p>要望内容（継続・一部新規）</p> <ol style="list-style-type: none">1 国への要望の働きかけ2 国の補助金の柔軟な執行 <p>要望について</p> <p>新型コロナウイルス感染症は患者受入病院、回復患者を受け入れる後方病院、通常の医療を守り、感染症以外の傷病に対応する病院など、全ての病院が地域で連携を取りながら対応しています。</p> <p>病院は感染防止に配慮した体制構築に多額の費用を必要とする一方で、感染拡大前と比べ外来・入院ともに患者数が大幅に減少しており、厳しい経営状況が続いています。</p> <p>国に対して、コロナ感染症下における医療提供体制を確保するため、より一層の予算措置を要望いたしましたので、県からも国へ働きかけていただくよう要望します。</p> <p>また、国の補助金の執行にあたっては、本県の実情に応じた柔軟な運用を図られるよう要望します。</p>	

令和4年度【県】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	健康医療局
件名	地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて

要望内容（継続・一部新規）

- 1 当協会が国に要望した内容について、神奈川県からも国に働きかけていただくとともに、これまで以上に地域の医療機関が基金を活用できるよう、最大限の努力をすること
- 2 神奈川県計画の事業化にあたり、各補助金事業の公募と決定プロセスについて、より一層の透明化・見える化が図られるよう、引き続き努めること

要望について

これまでも主張してきたとおり、当県への地域医療介護総合確保基金の配分が、全国2位の人口規模に応じた額となるよう、以下、1～3の事項を国に要望しましたので、県からも働きかけていただくよう要望します。

また、県内の病院がこれまで以上に基金を活用することについて一層尽力されるよう、併せて要望します。

- 1 全国一律に、ハード中心の事業区分1に重点・傾斜配分するのではなく、地域医療の実情に応じて、医療人材確保などのソフト中心の事業に必要な十分な配分を行うこと
- 2 具体的な基金の使途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること
- 3 一定の規模までは、自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講ずること

参考

令和3年度国への予算要望「地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて」に対する厚生労働省の回答（令和2年9月18日 自由民主党神奈川県支部連合会から、神奈川県病院協会政治連盟及び公益社団法人神奈川県病院協会へ提供）

令和4年度【県】への予算要望

団体名	公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟
省庁(部局等)	健康医療局
件名	病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について
<p>要望内容（継続）</p> <p>当協会が国に要望した内容について、神奈川県からも国に働きかけていただくよう、要望します。</p>	